

**冷凍保安規則関係
定期自主検査指針・保安検査基準見直しWGの設置について（案）**

1．趣旨

冷凍保安規則関係定期自主検査指針(KHKS 1850-4(2005))及び同規則関係保安検査基準(KHKS 0850-4(2005))は、冷凍施設の定期自主検査に、又はその保安検査に活用されることを目的に、平成16年11月25日に制定され、その後同17年2月8日に改正されて現在に至っている。

平成18年2月2日付で、定期自主検査や保安検査に関係する事項に係る冷凍保安規則関係例示基準が改正されたことから、標記の指針及び基準を改正する必要性が生じている。このようなことから、当規格委員会でその関係の見直しを行うこととするが、その見直しに係る事前検討の場として数名の規格委員で組織する標記WGを設けることとする。

2．スケジュール

WG	平成18年5月中旬から 数回程度を予定
冷凍空調規格委員会	平成18年7月頃から数回に渡り検討
技術委員会テクニカルレビュー	
書面投票	
パブリックコメント(1~2ヶ月)	
技術委員会プロセスレビュー	
指針、基準制定	
保安検査基準については国へ報告	
(国は、これを告示化し、同告示を制定)	

3．WG委員予定者案

別添参照

4．運営

本WGの運営は、技術基準策定手順書による。

備考 改正点

対 象：6.3 除害措置

改正点：(2) 作動検査の項を新設し、散布式の除害設備及びスクラバー式の除害設備の機能を作動試験又はその記録により確認する旨を規定する。

改正趣旨：除害の措置について、現行の基準は適切な装置である旨を図面又は記録により確認する旨の規定のため、作動検査をする旨特段に規定せずとも、検査に際して作動検査記録を要求できるかに解釈できる。しかしながら、検査方法の明確化の観点からは、項を新設してその旨明記した方がよいと考えられる。因みに、ガス漏えい検知警報設備の基準ではその旨の規定がある。

別添 WG構成 (略)